

新たな過疎対策と特別措置法の制定を求めて

意見書を可決

今期定例会では、議員提出議案として新たな過疎対策と特別措置法の制定を求める意見書が提出され、可決されました。

全国的な人口減少・高齢化の進展がとりわけ過疎地域で顕著で、こうした地域ではさまざまな問題に直面しており、本市でも例外ではありません。

市議会では、総合的な過疎対策の充実・強化と過疎地域の振興が図られるよう、現行過疎法失効後の新たな法律の制定を強く要望するために、議員の総意として意見書を提出・可決しました。

▶人口減少・高齢化の進展に対する取り組みを
(美杉総合支所)



新たな過疎対策と特別措置法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されたところである。

しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、公共交通機関の廃止、医師不在、耕作放棄地の増加など、過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面している。

このような状況の中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することになる。

よって、本市議会は国において、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな法律を制定するよう、次のとおり強く要望する。

記

1 現行指定地域の維持

これまでの過疎地域の公益的な機能を踏まえて、現行過疎市町を引き続き対象とすること。

2 財政的支援の充実・強化

過疎地域における地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎地域における国の負担等の割合につい

ての特例措置の対象を拡大すること。

3 過疎債の拡充

道路の維持・補修事業、公共施設等の解体撤去や防災対策施設整備事業、鳥獣被害防止施設整備事業などを新たに過疎債の対象事業に追加するとともに、診療施設に係る施設規模等の対象要件など、過疎債の適用要件を緩和すること。

また、過疎債の基幹事業に対して、一定割合のソフト事業が実施できるようにすること。

4 集落の再生

維持存続が脅かされている集落対策として、新たな地域組織への再編成、都市住民との連携など集落機能を維持しようとする取組に対して支援措置を講ずること。

5 防災（地震）対策

近い将来、発生が懸念される東海地震等の対策として、津波避難施設等の整備あるいは、耐震化等の取組に対して支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月23日

津市議会議長 川瀬利夫